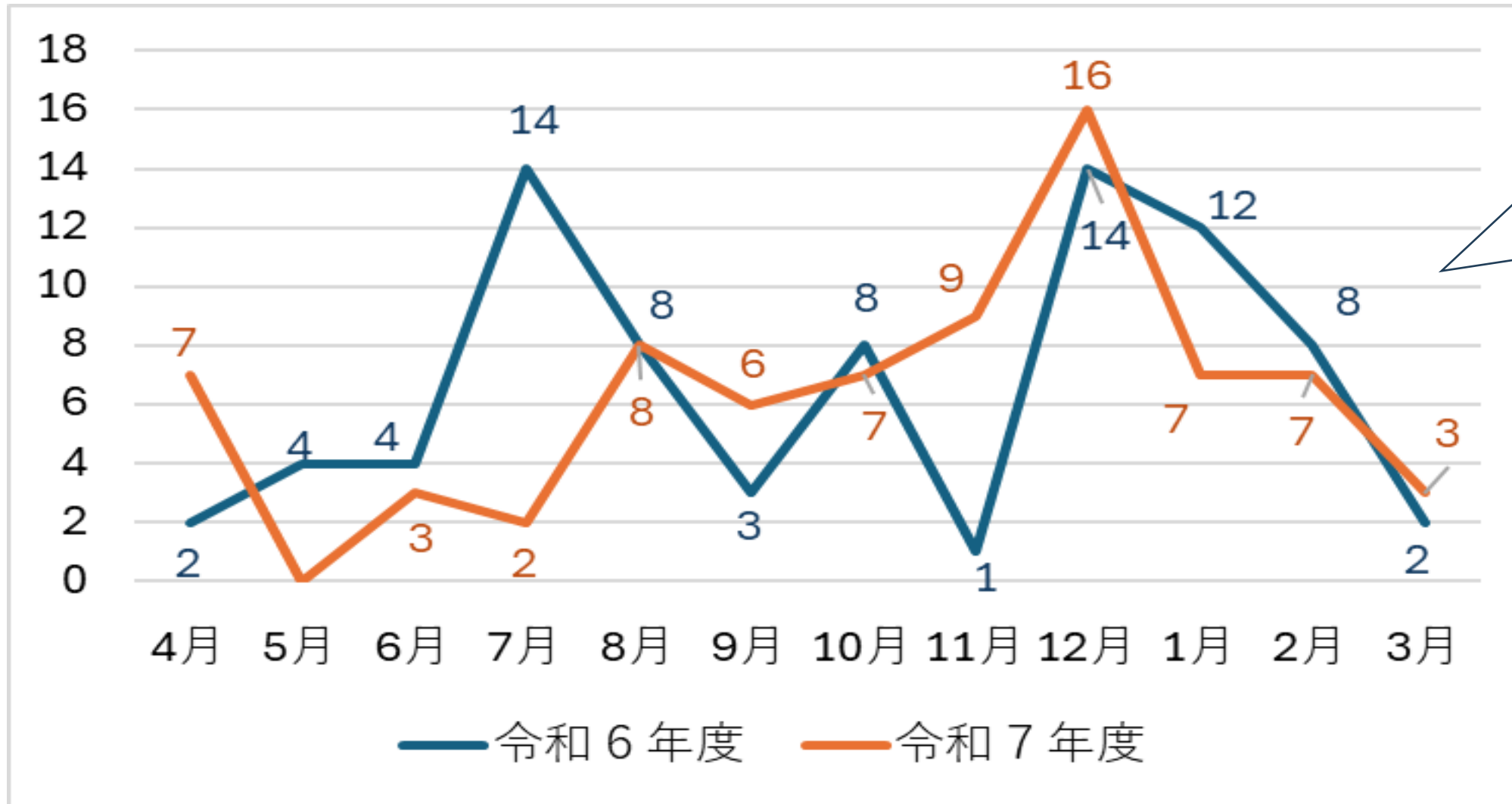


情報提供

備前保健所・東備支所管内の 感染症発生状況等について

備前保健所・東備支所
(R8.10.15)

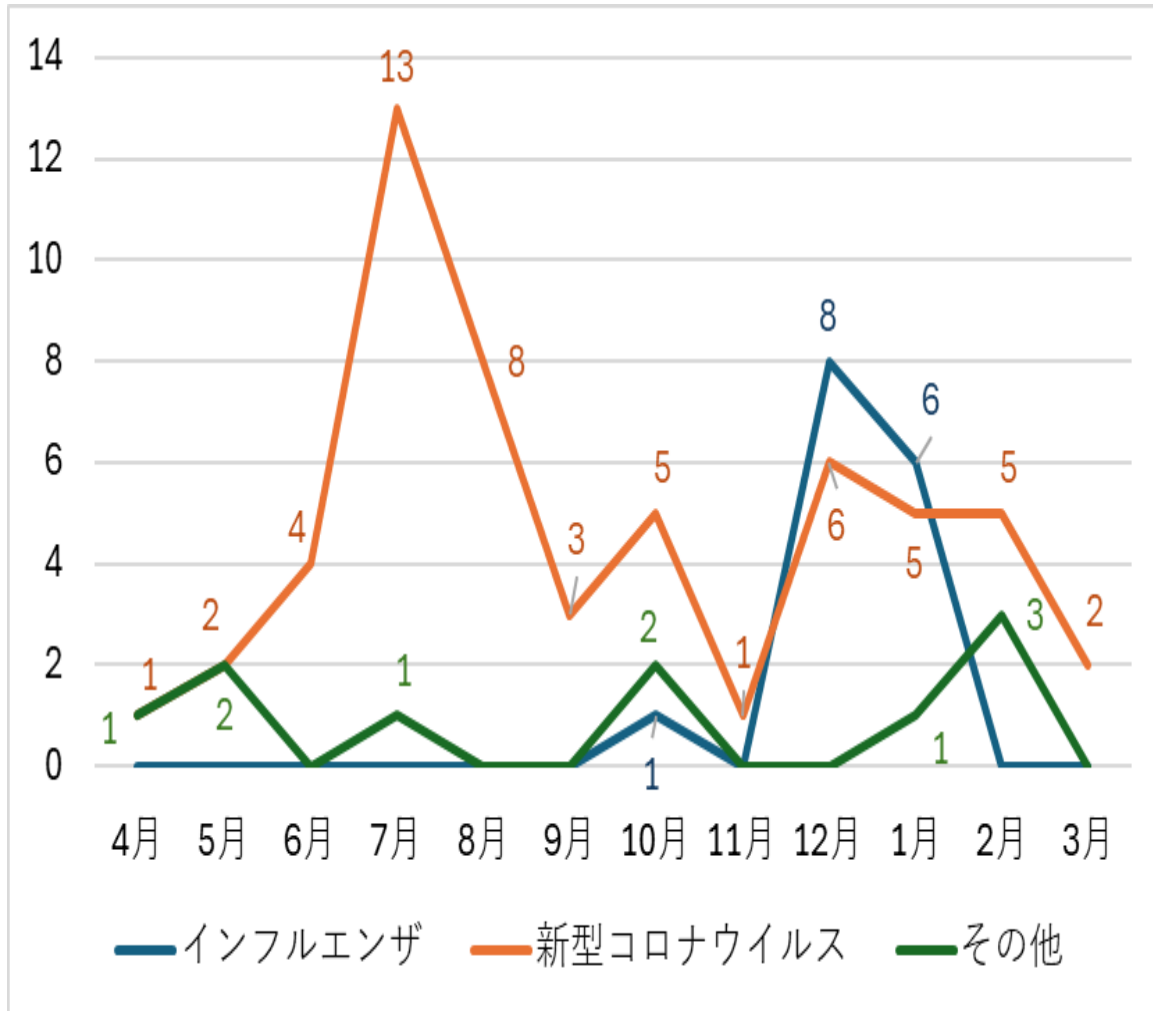
月別感染症集団発生報告件数(令和6、7年度)



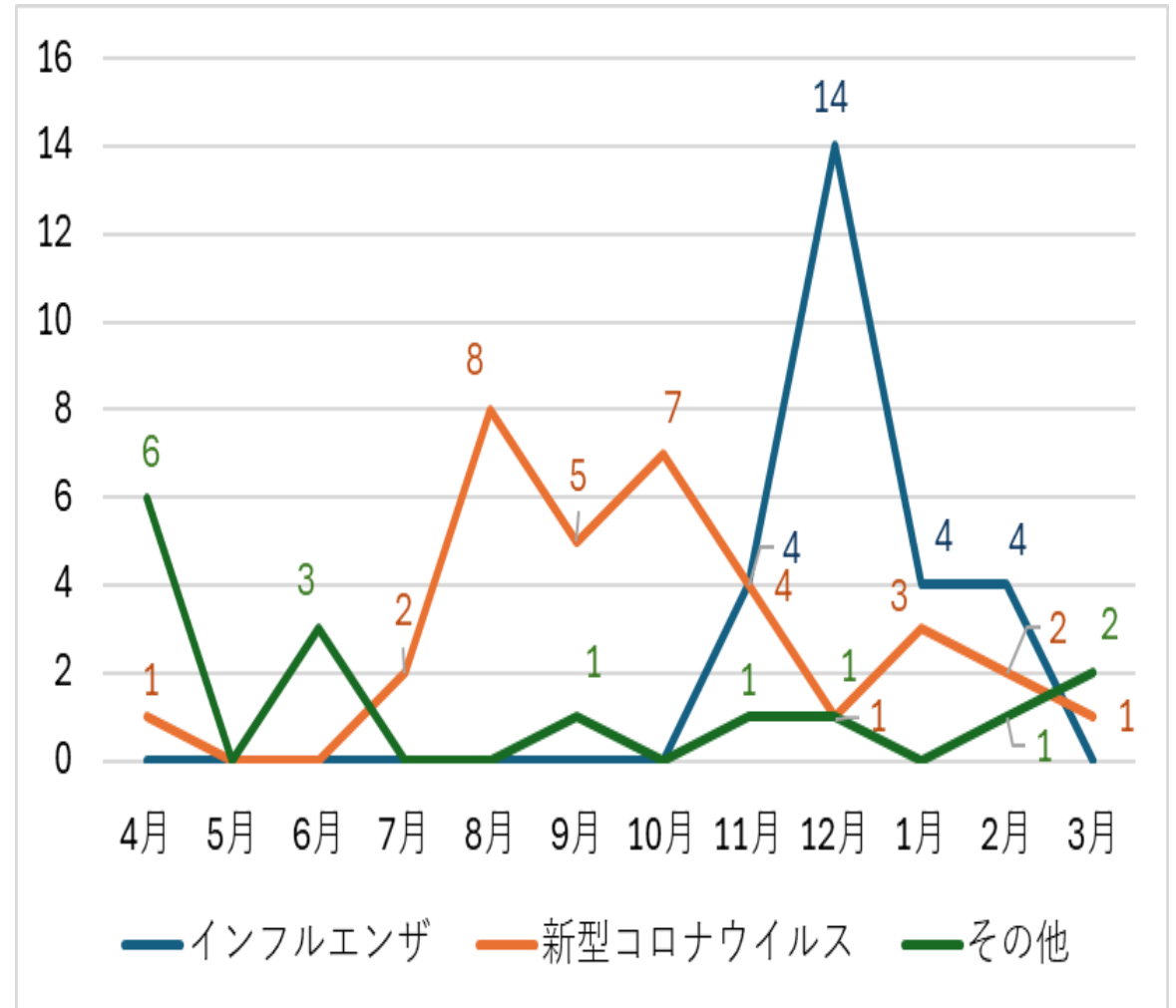
令和6年度
計80件
令和7年度
計75件

月別感染症集団発生報告件数(疾患別)

令和6年度



令和7年度

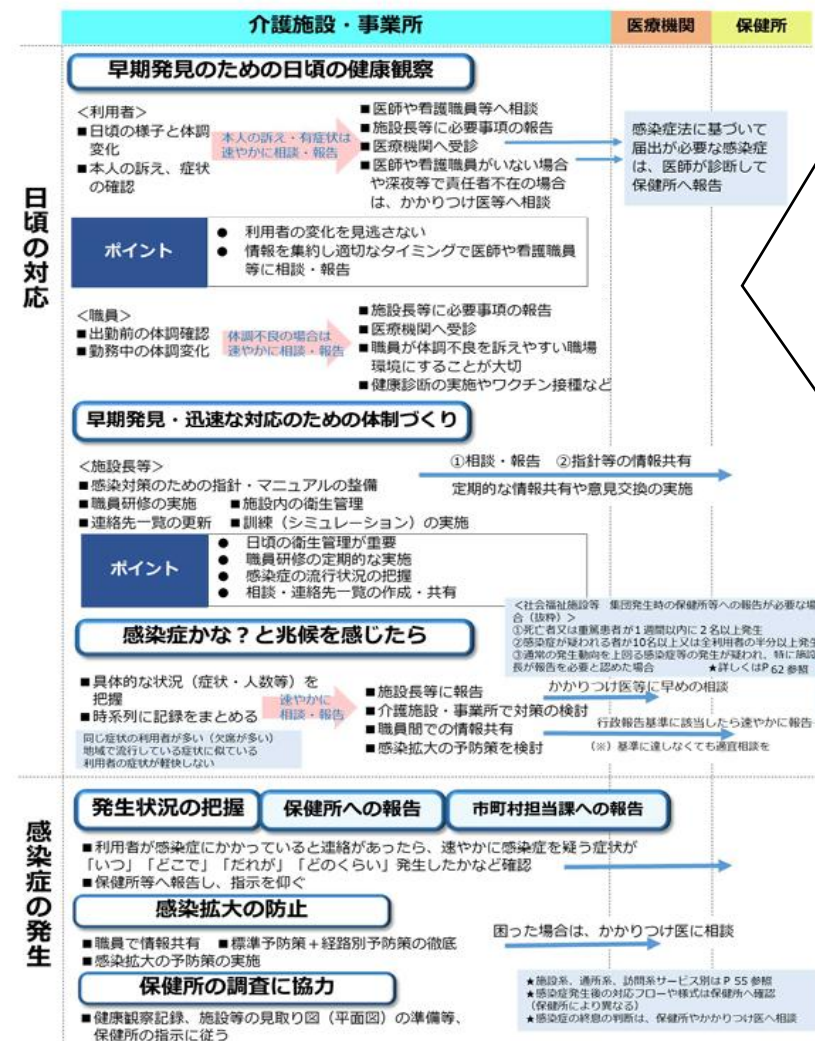


※その他には感染性胃腸炎等が含まれています

備前保健所及び東備支所

平時の対応について①

(参考) 日頃から感染症発生時の対応までの流れ



<早期発見のための日ごろの健康観察>

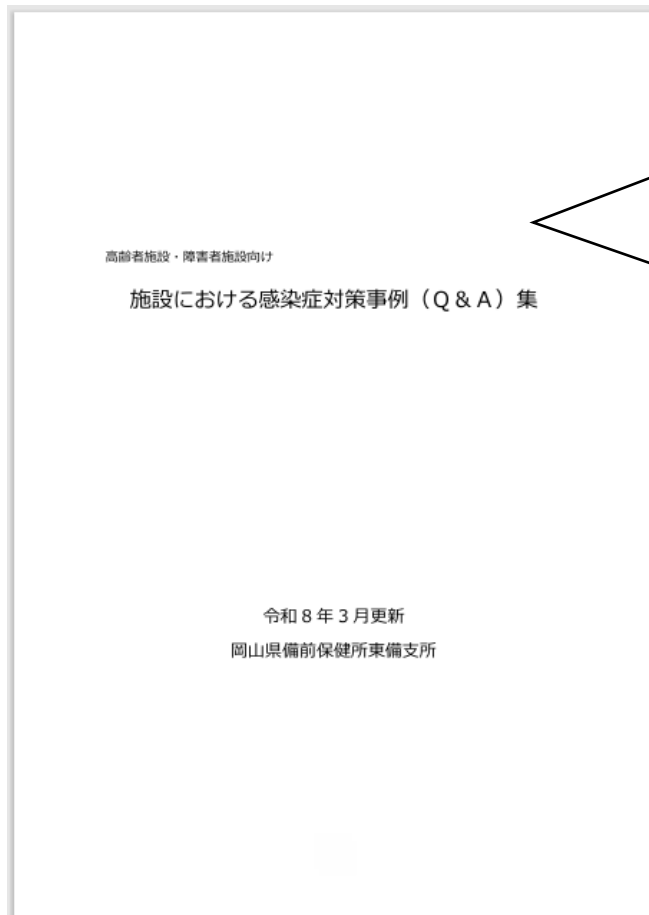
- 利用者の体調確認
- 職員の体調確認

<早期発見・迅速な対応のための体制づくり>

- 感染対策のための指針・マニュアルの整備
- 職員研修の実施
- 施設内の衛生管理 等

平時の対応について②

施設指導の際に寄せられた質問や、他施設での実践例など、今後の取り組みに活かしていただけることを目的に「施設における感染症対策事例(Q&A)集」を作成



 感染症対策チェックリスト 

職種：() 氏名()

I. 管理体制		☒
1	施設内の感染対策責任者を定めていますか。	☐
2	感染対策マニュアルを整備し、研修等を通じて全職員に周知徹底していますか。	☐
3	利用者・職員の健康状態（発熱、下痢、嘔吐等）を毎日把握し記録していますか。	☐
4	感染症発生時等は責任者へ速やかに報告し、嘱託医等に相談できる体制が整っていますか。	☐
5	職員が体調不良（下痢、嘔吐等）の際に、安心して休めるよう配慮していますか。	☐
6	感染症発生時に備え、管轄の保健所や連携医療機関の連絡先をまとめていますか。	☐
7	施設内感染防止に係る研修が定期的（年2回程度）開催されていますか。	☐

備前保健所東備支所ホームページ掲載中

<https://www.pref.okayama.jp/page/931281.html>



平時の対応について③

手指衛生できてますか？

コロナ禍を経て飛沫感染対策は十分に出来ている施設が増えている一方で、施設指導時に、手指衛生に関して課題のある施設が半数にみられています。

こんなことはありませんか

- ・施設の構造上、手洗い場が遠く1ケア1手洗いの徹底が困難。
- ・利用者の誤飲防止のため、トイレや居室前に消毒液を設置できない。
- ・消毒液の使用量、開封日の管理が不明確
- ・ペーパータオルの設置位置による汚染のリスク
- ・ハンドソープの継ぎ足し使用

手指衛生は感染対策の基本です。
感染拡大防止や自身を守るためにも徹底しましょう。
お困りのことがありましたら、ご相談ください。



備前保健所・東備支所ともに手洗いチェッカーの貸し出しも行っています。

手洗いとアルコール手指消毒の手順について説明した動画もありますのでご活用ください。

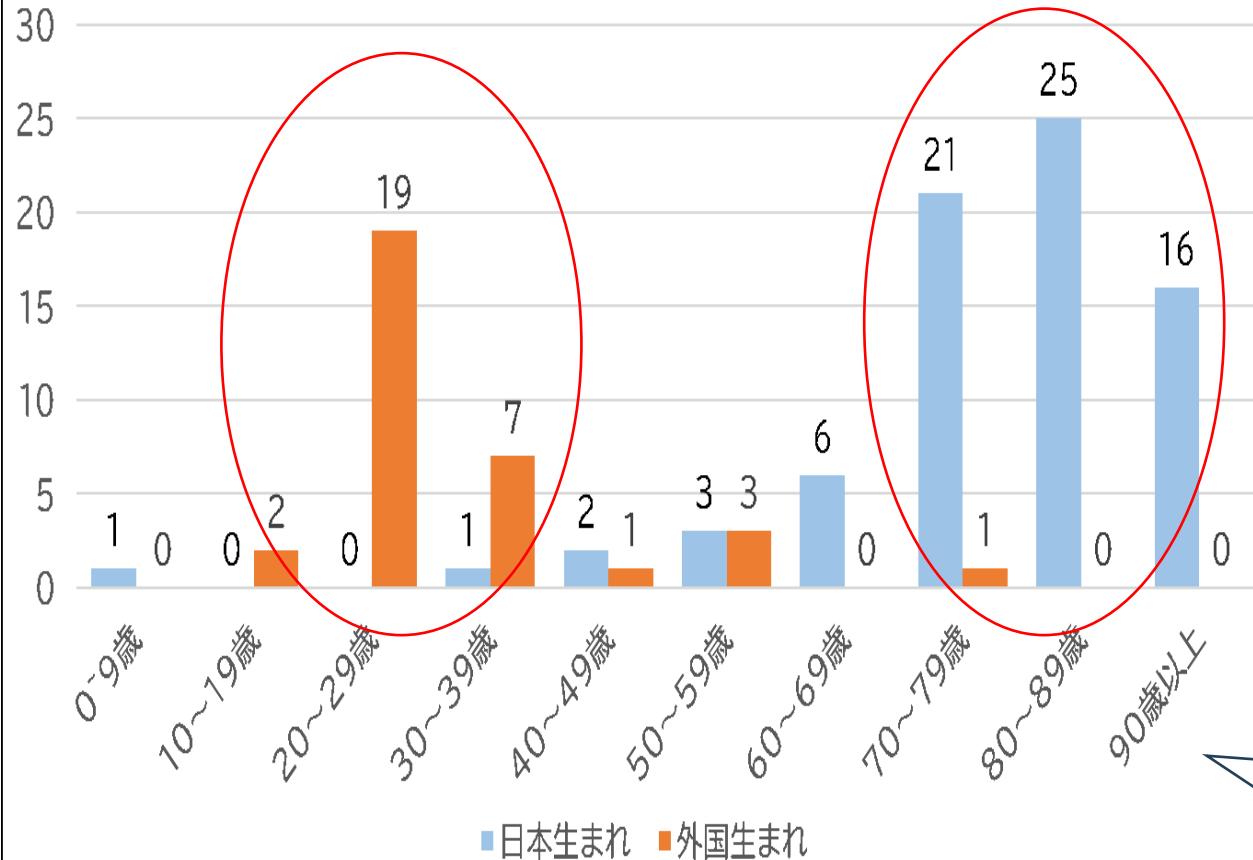
備中保健所井笠支所ホームページ掲載中

<https://www.pref.okayama.jp/page/885849.html>



平時の対応について④

備前保健所管内の新規登録患者の年齢分布



(R4～R6年 備前保健所 新規結核登録患者数)

年に1回は胸部エックス線検査を！

<結核の症状>



咳・痰



発熱



寝汗



倦怠感



食欲不振



体重減少

高齢者の場合は結核の症状が
でにくいと言われているので、要注意

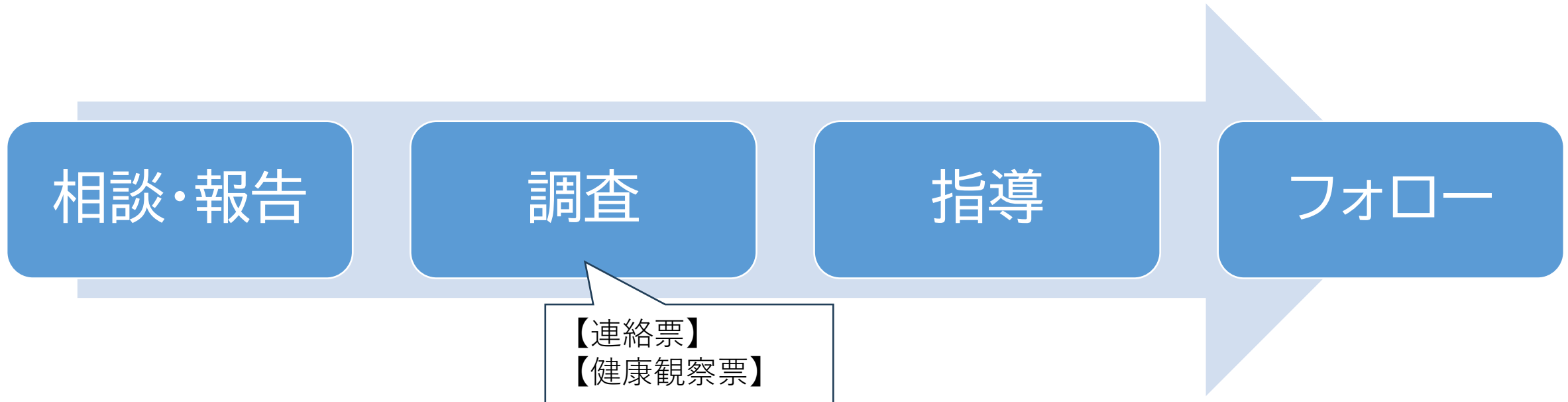
社会福祉施設等における 感染症発生時にかかる報告について

(平成 17 年2月 22 日付け通知)

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者や重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

感染症発生時の対応について



<確認事項>

- ◇施設概要 ◇施設医等への報告、指示内容 ◇関係機関への報告
- ◇家族への報告 ◇患者発生状況 ◇施設の対応状況、方針
- ◇初発患者について ◇感染拡大の要因 ◇困りごと 等

<様式>

【連絡票】

「感染症の集団発生疑い事例」の連絡票(社会福祉施設)
【備前保健所へのFAX送信(086-271-0317)又は
メール送信(bizen-hokenka@pref.okayama.lg.jp)】

連絡票送信日時: 年 月 日 (時)		保健所受付日時: 年 月 日 (時)	
I 所属等	①施設名:	③種別: 特養・老健・サ高住・GH・有料・医療・その他 ()	
	②施設住所:	④電話番号:	⑤FAX番号:
	⑥報告者氏名: (職種:)	⑦メールアドレス:	
II 疾患	感染性胃腸炎様症状・インフルエンザ様症状・新型コロナウイルス・その他 ()		
III 施設概要	①在籍者: 名	入所者: 名 / 短期入所者: 名 / 通所者: 名	
	②職員数: 名	③(再掲)職員の職種及び人数(調理員を含む) (看護師: 名、介護職: 名、調理員: 名、その他: 名)	
	④給食の有無:		
	⑤嘱託医師所属医療機関名: (医師名:) 医師への報告の有無:		
IV 感染症(疑い含む)発生及び対応状況	⑥関係部署への報告・相談: 済・報告予定		報告先: 市町主管課・県民局
	①初発患者発生日: 令和 年 月 日 (曜日)		
	②初発患者情報: 年齢() 性別() 既往症()		
	③初発患者の症状等(症状や時期、行動情報、同時期発生者の有無等、具体的に記入してください)		
	④重症者の有無 有・無	⑤重症者の状況(受診や入院等について、わかる範囲で記入してください) (名うち入院 名)	
	⑥初発日から報告日までの発症者数(疑い事例含む) 入所者: 人、通所者: 人、短期入所者: 人 職 員: 人(再掲: 職員のうち調理員 人)		
	⑦発症者(疑い含む)の状況(呼吸器症状や消化器症状、発症時期)について具体的に記入してください		
	⑧受診状況・・・受診者数や受診医療機関、検査・確定診断の有無等を記入してください ・受診者: 人 ・受診医療機関: _____ ・検査を受けた人数: 人 ・診断を受けた人数: 人(診断名:)		
	⑨施設での感染防止対策の実施状況、困り事等		

【健康觀察票】

[illegible]

【連絡票】と【健康観察票】を
メールかファックスでお送りください。

備前保健所:bizen-hokenka@pref.okayama.lg.jp
FAX:086-271-0317

東備支所:tobi-hoken@pref.okayama.lg.jp
FAX:0869-92-0100

感染症発生時の報告様式①

岡山県備前保健所 ホームページ(ページ番号:0962359)

(<https://www.pref.okayama.jp/page/962359.html>)

岡山県備前保健所東備支所 ホームページ(ページ番号:0931281)

(<https://www.pref.okayama.jp/page/931281.html>)



ここに
ページ番号を
入れてください



社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

報告対象

【社会福祉施設等の報告】
高齢者、乳幼児、障害者が集団で生活又は利用する社会福祉施設等において、感染症の発生時における迅速で適切な対応が求められます。社会福祉施設等で感染症（疑いを含む）が発生し、以下の報告基準の「イ」・「ウ」のいずれかに該当する場合は、速やかに所管する社会福祉施設等主務官等への報告と併せて、備前保健所に報告をお願いします。

ア：同一の施設等若しくは管内の施設等若しくはそれらが集まれる見込みの施設等若しくは管内に2施設以上発生した場合
イ：同一の施設等若しくは管内の施設等若しくはそれらが集まれる数が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ：ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生態様を上回る感染症等の発生が認められ、特に施設等の報告を必要とする場合
※：社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日通知、令和5年4月28日一部改正）【PDFファイル／1.51KB】

【医療機関の報告】

医療機関における院内感染に関する報告及び相談については、こちらをご覧ください。

※：新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について（令和5年4月28日申請通知）【PDFファイル／93KB】
※：新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について（平成27年3月9日申請通知）【PDFファイル／93KB】

報告方法

・上記報告基準に該当する場合は、【集団感染発生・疑い事例連絡票】に記入の上、備前保健所へメール又はF a xにて報告をお願いします。

・【事故報告書（備前県民局健康福祉課又は各市町担当課へ報告する様式）】での報告でも可能です。

◆ T e l : 0 8 6 - 2 7 2 - 3 9 3 4
◆ F a x : 0 8 6 - 2 7 1 - 0 3 1 7

・その後「健康観察票」に記入いただき、メールまたはF a xで報告をお願いします。

◆ E - m a i l : bizen-hokenka@pref.okayama.lg.jp
◆ F a x : 0 8 6 - 2 7 1 - 0 3 1 7

・報告基準に達していない場合も、必要な時はご相談ください。

【健康観察票】

健康観察票（感染性胃腸炎）＜社会福祉施設等＞【Excelファイル／144KB】

健康観察票（感染性胃腸炎以外）＜社会福祉施設等＞【Excelファイル／128KB】

健康観察票（感染性胃腸炎）＜保育施設等＞【Excelファイル／144KB】

健康観察票（感染性胃腸炎以外）＜保育施設等＞【Excelファイル／127KB】

報告方法

・上記報告基準に該当する場合は、【集団感染発生・疑い事例連絡票】に記入の上、備前保健所へメール又はF a xにて報告をお願いします。

・【事故報告書（備前県民局健康福祉課又は各市町担当課へ報告する様式）】での報告でも可能です。

◆ T e l : 0 8 6 - 2 7 2 - 3 9 3 4

◆ F a x : 0 8 6 - 2 7 1 - 0 3 1 7

・その後「健康観察票」に記入いただき、メールまたはF a xで報告をお願いします。

◆ E - m a i l : bizen-hokenka@pref.okayama.lg.jp

◆ F a x : 0 8 6 - 2 7 1 - 0 3 1 7

・報告基準に達していない場合も、必要な時はご相談ください。

【健康観察票】

健康観察票（感染性胃腸炎）＜社会福祉施設等＞【Excelファイル／144KB】

健康観察票（感染性胃腸炎以外）＜社会福祉施設等＞【Excelファイル／128KB】

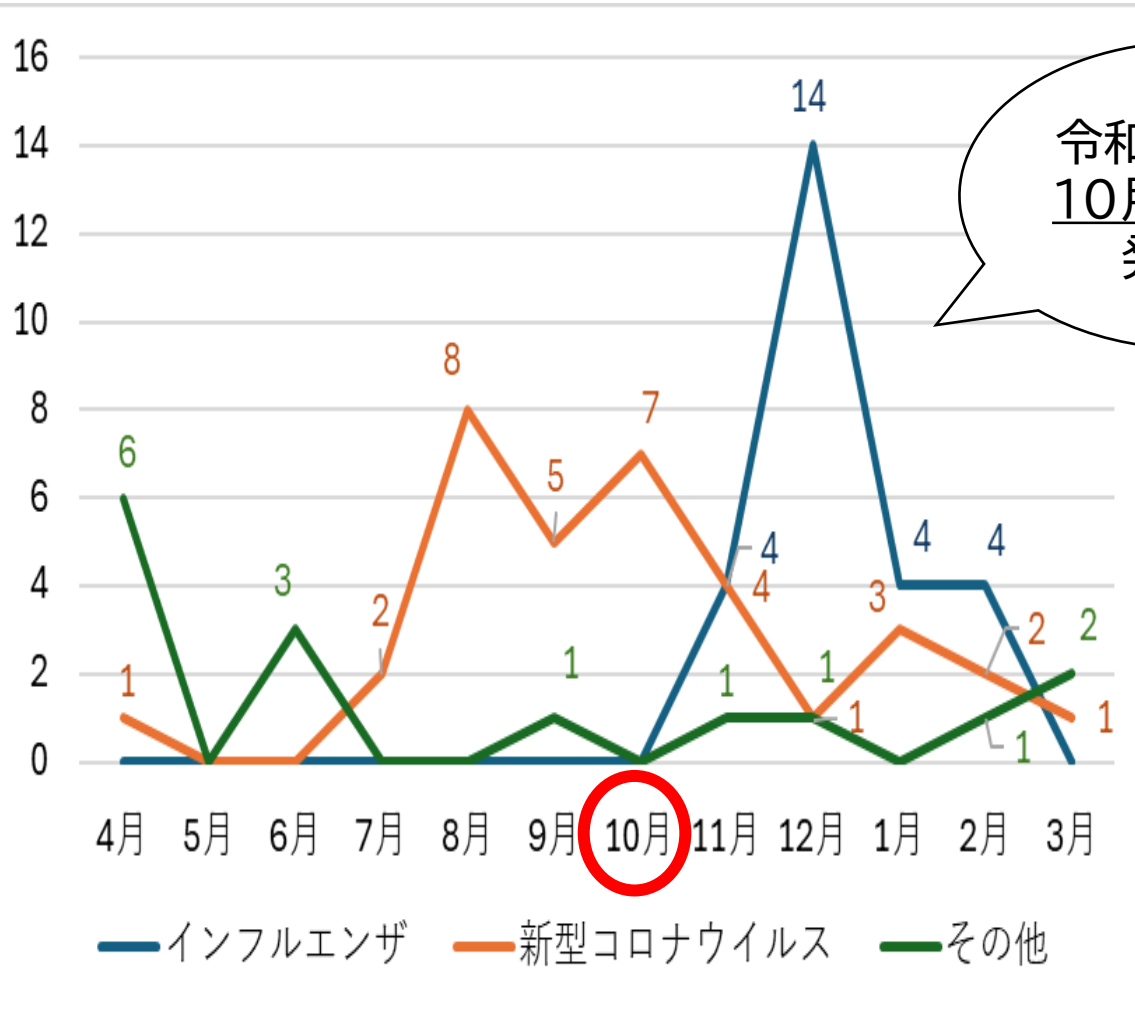
健康観察票（感染性胃腸炎）＜保育施設等＞【Excelファイル／144KB】

健康観察票（感染性胃腸炎以外）＜保育施設等＞【Excelファイル／127KB】

様式はこちらです

インフルエンザ注意報発令中(9/28～)

令和7年度



県民の皆様へ

詳しくはこちら▼

インフルエンザ 注意報発令中

基本的な感染防止策

手洗い、換気、人混みを避ける

場面に応じてマスクの着用を

健康的な日常生活

十分な休養、バランスの良い食事

あらかじめの備え

早めの予防接種を！

症状が出た時は

水分を十分にとり、安静にしましょう

早めの受診、咳エチケットも忘れずに！

予防と対策をお願いします

岡山県

ありがとうございました。
今後ともよろしくお願いいたします。



© 岡山県「ももっち」